スクール規約

第1条　名称

本スクールはIkkyo Football Academy（以下本スクール）と称する。

第2条　目的及び指導方針

本スクールは、サッカーや勉強を通して日頃から一橋大学ア式蹴球部を支援してくださる地域の子供たちと交流し、感謝を伝える場とすることを目的とする。また、本スクールでは、サッカーを通じて地域スポーツの振興及び普及ならびに子供の人格育成に寄与する。

第3条　参加資格

1、本スクールに参加できる者は本スクールの趣旨に賛同し、本規約に同意する対象年齢（小学生）の者とする。

2、以下の各号のいずれかに該当する者は本スクールに参加できず、該当する者から参加の申し込みがあったときは、本スクールは入会を承諾しないことがある。

（1）保護者や添付人が暴力団、暴力団関係団体、またはその関係者、その他社会的勢力に該当する方

（2）過去に一橋大学ア式蹴球部及びその法人が運営する各種イベントにおいて利用の停止や除名処分等を受けた方

（3）その他本スクールが適当でないと合理的理由をもって認める場合

第4条　入会手続き

「入会申込書」と「規約同意書」を提出することで参加することができる。月の途中での参加も可能である。なお本スクールの開催日程や中止の有無などの連絡は基本的にLINEで行う。

第5条　遵守事項

参加者は次のことを守らなければならない。

（1）本スクール内の秩序、規則、コーチの指示

（2）本スクールの会場の利用規約その他利用上の注意

（3）本スクールの会場近辺や公共交通機関内で周囲の迷惑になる行動を取らないこと

第6条　活動期間

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、原則的に毎週金曜日に活動する。ただし一橋大学ア式蹴球部の活動休止期間に合わせて夏休み（7月から8月の2週間）、冬休み（12月から1月の3週間から4週間）は原則的に休校とする。

第7条　各種連絡事項の案内

本スクールの中止や年度更新手続き等の重要な事項を含む各種連絡はLINEにて行うものとする。参加者自身の責任に起因する確認不足により被った損害・不利益について本スクールならびにオンラインサービス運営団体は一切の補償や補填を行わない。また、本スクールに欠席される場合、LINEにおいて欠席連絡を行う必要がある。

第8条　ユニフォームの着用

参加者は、原則的に本スクール指定のユニフォームを着用して参加することを推奨している。また、原則的に1年ごとにユニフォームを変更する。

第9条　登録内容の変更

参加者及びその保護者は氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の変更がある場合は速やかに本スクール運営スタッフにその旨を連絡しなければならない。

第10条　振替

本スクールにおいて、天候不良等による中止や参加予定者の諸事情による欠席等の際は振替や補填等を一切行わない。

第11条　閉校
天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

第12条　登録更新
次年度への在籍登録は、所定のフォームへの入力がない限り自動更新とする。小学校を卒業の際には自動的に本スクールの参加資格が失効される。

第13条　負傷時の処置
参加者が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者が責任を負う。なお本スクールはスポーツ損害保険に加入している。加入の手続きおよび保険料負担は本スクールが行う。スクール中に保険事由が発生した場合には、保険申請は本スクールにて行い、保険料支払いまでの詳細な手続きについては保護者と保険代理店の間で行う。

第14条　除名
本スクールは、本規約に違反した者、法令等や公序良俗に反する行為を行った者、本スクールの名誉を損なう等参加者としてふさわしくないと判断された者の参加資格を失効させることができる。上記の事由により参加資格を失効した者については除名処分とする。

第15条　免責
1、本スクール内の諸規則や指導者の指示、会場の利用規則等に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切の責任を負わない。またスクール開始前や終了後に発生した事故、盗難等についても責任を負わない。
2、本スクールでの忘れ物については原則として開催会場へ預け、運営スタッフが1か月間保管する。保管期間を過ぎた場合その忘れ物は破棄の対象となる。
3、本スクールは参加者間または参加者と他の会場利用者等第三者との間に発生したトラブル・損害等については一切責任を負わない。トラブル等はその当事者間において解決するものとする。
4、前3項の定めにかかわらず、当スクールに故意または重大な過失がある場合には、会員の現実に被った直接の損害について賠償する。

第16条　SNS投稿・WEB掲載
スクール中の写真および動画の撮影は可能とするが、本人以外が映るものについては許可なくSNS等へ投稿・WEBサイトへアップすることを原則禁止とする。また、写真・動画のない投稿についてもプライバシーに配慮し、公序良俗に反する内容の投稿をすることを禁止する。

第17条　写真や映像の利用
本スクールの開催中に撮影された活動写真は一橋大学ア式蹴球部の公式SNSへの掲載、本スクールのホームページ、その他本スクールが関係するプロモーションに使用する場合があり、参加者は自らの肖像について当該利用をされることを原則的に承諾する。ただし参加前にこの条項に同意できない場合はその旨を連絡する必要がある。連絡を受けた場合に限りその者が映る写真を一切利用しないこととする。

第18条　個人情報の利用目的
本スクールに関して取得した個人情報は以下の目的で利用する。なお本スクールの卒業または休止後も②及び③・④の目的のために利用することがある。
①本スクールの運営のため
②問い合わせの対応のため
③一橋大学ア式蹴球部が提供する商品、サービス等の案内のため
④参加者の肖像を含む静止画や動画を使用した、本スクールまたは関連するイベントの宣伝や広報のため

第19条　付則
1、本スクールは必要に応じて随時、本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項について細則を定めることができる。

2、前項の定めにかかわらず、規約の改定や細則の定めに会員に不利益な事項を含む場合は、本スクールはあらかじめ本スクール所定の方法で改定内容を通知または周知するものとする。

第20条　発行
この規約は2024年4月1日より発効する。

以上